

# 令和9年度採用

## 軽井沢町職員採用試験受験案内

### 1 試験区分、受験資格及び採用予定人数

試験区分		受験資格	採用 予定人数
試験区分A	一般事務 (大学卒業程度)	・平成8年4月2日以降に生まれ、大学卒業程度の学力を有する人、又は令和9年3月末日までに大学を卒業見込みの人	若干名
	一般事務 (高校卒業程度)	・平成18年4月2日以降に生まれ、高校卒業程度の学力を有する人	
	保育士	・昭和51年4月2日以降に生まれ、保育士の資格を有する人、又は令和9年3月末日までに保育士の資格取得見込みの人	
	保健師	・昭和51年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する人、又は令和9年3月末日までに保健師の資格取得見込みの人	
試験区分B	一般事務 (大学卒業程度)	・平成8年4月2日以降に生まれ、大学卒業程度の学力を有する人、又は令和9年3月末日までに大学を卒業見込みの人	若干名
	一般事務 (高校卒業程度)	・平成18年4月2日以降に生まれ、高校卒業程度の学力を有する人、又は令和9年3月末日までに高校を卒業見込みの人	
	保育士	・昭和51年4月2日以降に生まれ、保育士の資格を有する人、又は令和9年3月末日までに保育士の資格取得見込みの人	
	保健師	・昭和51年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する人、又は令和9年3月末日までに保健師の資格取得見込みの人	
	一般事務 (障がい者)	・平成8年4月2日以降に生まれ、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、次の要件を満たす人 (1) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行ができる人 (2) 活字印刷文による出題に対応できる人 <u>(注) 申込時に障害者手帳の交付申請手続中の人は受験できません。</u>	

#### 欠格事項等

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・地方公務員法第16条に規定する次の欠格事項に該当する人
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (2) 軽井沢町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を節制し、又はこれに加入した人

※軽井沢町職員採用試験（一般事務・社会人経験者）との併願はできません。

## 2 試験科目及び内容等

### (1) 第1次試験

#### 【日時及び会場】

区分	日時	会場
試験区分A	令和8年6月21日（日） 午前9時15分開始 受付：午前8時30分から同9時00分まで	軽井沢町役場
試験区分B	令和8年10月18日（日） 午前9時15分開始 受付：午前8時30分から同9時00分まで	

#### 【試験科目及び内容】

試験区分	試験科目	試験の内容
試験区分A	一般事務	教養試験 時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力問題 (40題・2時間)
		事務適性検査 事務職員に求められる適応性（正確さ、迅速さ等）に関する能力問題（100題・10分）
	保育士	教養試験 時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力問題 (40題・2時間)
		専門試験 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学、教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健 (30題・1時間30分)
	保健師	教養試験 時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力問題 (40題・2時間)
		専門試験 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論 (30題・1時間30分)
試験区分B	一般事務	教養試験 時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力問題 (40題・2時間)
		事務適性検査 事務職員に求められる適応性（正確さ、迅速さ等）に関する能力問題（100題・10分）
	保育士	教養試験 時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力問題 (40題・2時間)
		専門試験 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学、教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健 (30題・1時間30分)
	保健師	教養試験 時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力問題 (40題・2時間)
		専門試験 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

			(30題・1時間30分)
	一般事務 (障がい者)	教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識並びに 文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に 関する能力問題 (40題・2時間)

※書類選考を行ったうえで第1次試験を実施します。

## (2) 第2次試験

試験の方法	内 容	試験予定日	会 場
個別面接	個別面接による試験	【試験区分A】 7月下旬以降の指定する 1日(平日) 【試験区分B】 11月中旬以降の指定する 1日(平日)	軽井沢町役場

※詳細は、第1次試験合格者に連絡します。

※個別面接の実施前に総合適性検査(SPI3)を受検していただきます。受検にあたっては、インターネットに接続でき、かつ検査問題提供者が動作保証するパソコン環境を用意していただく必要があります。

## 3 受験手続

### (1) 受付期間

区 分	受付期間
試験区分A	令和8年4月6日(月)から令和8年5月21日(木)まで
試験区分B	令和8年8月1日(土)から令和8年9月11日(金)まで

### (2) 申込方法

官公庁求人サイト「PUBLIC CONNECT」のエントリーフォームから申し込んでください。

<https://public-connect.jp/employer/1194/job/list>



採用ページ

## 4 合格発表

第1次試験	試験区部A：7月上旬(予定) 試験区分B：11月上旬(予定)
第2次試験	試験区分A：8月上旬(予定) 試験区分B：12月上旬(予定)

※第1次試験は電子通知(パブリックコネクト)、第2次試験は郵送により受験者全員に合否の結果を通知します。

※合否発表の伝達方法は変更となる場合があります。

## 5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者を任用候補者名簿に登載し、この名簿登載者の中から採用者を決定します。
- (2) 任命権者は意向確認のための提出書類等に基づき最終的に採用者を決定します。
- (3) 「資格・免許」を必要とする試験区分で、試験・免許を取得できなかった場合は、採用

通知の送付後であっても、採用は取り消されます。

(4) 採用は、原則として令和9年4月1日以降になります。

(5) 任用候補者名簿は、原則として確定した日から1年を経過すると失効されます。

**6 給与等** 軽井沢町における給与等に関する各条例等の規定によります。

## 7 その他

提出された受験申込書に記載された個人情報は、今年度の採用試験及び配属の際に必要な範囲でのみ利用しますのでご了承ください。

**問い合わせ先** 軽井沢町 総務課人材育成係  
〒389-0192

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

電話：0267-45-8111 直通：0267-45-8802

e-mail jinzai@town.karuizawa.nagano.jp